

イスラーム的保育観の探究

小山祥子

A Study on Islamic Views on Childcare

Shoko KOYAMA

保育はさまざまな文化的背景の上に成り立っている。現在、世界的規模で拡大しているイスラームに対し、本論は多文化共生の重要性に鑑み、保育観からのアプローチを試みたものである。

ムスリムにとって人間生活の営みすべての教義であるクルアーンには、子どもについて女兒よりも男児に対する教義が多く語られているが、乳幼児に特化した教義は少なく、それよりも男児への関心の高さが強調されている。成人後は、「女」「妻」「母親」という表現で男性よりも教義が多く、養育は母親、または女性血族が担い、母乳育児を推奨する等、具体的記述がある。イスラーム法では、父親は経済的扶養義務を、母親は養育的監護義務を規定し、親の役割分担が明確になされている。その一方で、中東にはイスラームが興る前からアラブ民族的風習が人々の生活に根付いており、風習を表わす格言からは、民族的な特徴というよりも、万国共通の子ども観が現れていた。

以上、本論はイスラームにおける教義や規範から保育観の一端を探究したものである。

キーワード：イスラーム クルアーン 子ども 養育 保育観

I はじめに

イスラームは、7世紀初頭に預言者ムハンマドがアッラーから啓示を受け、教義を伝えたことに始まり、いまや第三世界に留まらず地球規模に拡大している。ムスリム人口は、現在約16億人ともいわれ、世界人口の約4人に1人の割合で存在し、近年は日本の保育園や幼稚園においてもイスラームの中で育った子どもが入園してきている。ムスリムにとってイスラームとは、単なる宗教ではなく、日常生活から社会生活に至るまで人間の営みすべてを意味するものである。

そのため、ムスリムが子どもをどのように捉え、どのように教育を与え子どもを育てているのか、イスラーム的子ども観を解明することは重要であると考えられる。特に、イスラーム＝テロといった偏った側面を抱きかねない昨今の情勢、そして多文化共生が叫ばれる現代にこそ、保育分野においてもイスラームへの正しい文化的理解を推し進めていくことは大

切であると考えられる。

イスラームの保育に関する研究はあまり多くないが、飯森¹⁾はアラブの家族制度の視点からイスラーム的幼児への躰や儀礼を概観している。また、湯川²⁾は、経典「クルアーン」と預言者の言行録「ハディース」からイスラームの教育観を探っている。

これら貴重な研究を出発点として、本稿では、イスラームにおける保育観について、ムスリムの一般の思考を検討し、探究していく。

その際、イスラームの背景にある文化民族的要素に鑑み、地域としては、イスラームが興ったアラビア半島にある中東地域に焦点をあてていく。一方、「保育」という言葉はアラビア語にはないため、日本で保育を意味する「教育」と「養護」の二つの側面に着目して、保育観をつくる文化的要素からのアプローチを試みるものである。

イスラームを信仰するムスリムは、「クルアーン」や「ハディース」、また、イスラーム共同体の行動指

針であるイスラーム法「シャリーア」を生きるうえでの規範とし、永久不変のものと考えている。特に、クルアーンは、地球上のありとあらゆるものを創造し、秩序を与え、来世の天国を保証するアッラーの言葉を記したのものとして、イスラームを原点から理解するには欠かせない経典である。クルアーンは本来、アッラーの言葉、すなわちアラビア語のみで記されたものが正式なものとしてされるが、本研究においては、和訳クルアーン³⁾を使用することとし、その他、「ハディース」、「シャリーア」により、保育観を探っていく。

II クルアーンの中の「子ども」

クルアーンは、天使ジブリールを通して預言者ムハンマドに啓示された神の言葉である。その言葉は、弟子の書記が動物の骨や皮、椰子の葉などに刻み留め、ムハンマドの死後第3代カリフとなったウスマーン⁴⁾の時代に1冊の書物として編纂されたものである。全部で114章あり、学者によって見解が異なるが、概ね6,240の章句から成り立っている。内容は、

【表1】和訳クルアーンに書かれている語句の表記数(箇所)

抽出語句	合計数	上巻	中巻	下巻
子ども(供)	51	27	13	11
息子	50	16	22	12
娘	22	6	12	4
赤ん坊	4	0	3	1
乳児	2	0	2	0
幼児	1	0	1	0
御子	11	2	6	3
財産と子供	5	5	0	0
財産と息子	12	0	6	5
男の子	13	5	2	6
女の子	11	5	2	4
兄弟	16	6	4	6
姉妹	11	8	3	0
家族	14	3	7	4
父親(父)	26	4	19	3
母親(母)	30	12	11	7
両親(父母)	30	17	10	3
妻	79	35	28	16
夫	6	4	1	1
乳母	2	1	1	0
男	83	29	28	26
女	147	67	51	29

宗教上の遵守事項、法律上の義務に関する事項に始まり、ヒジュラ⁵⁾以降は、日常的な法規範として個人的・社会的生活の道標となる内容が盛り込まれている。特に、神に対する絶対服従から、親への孝行、弱者救済といった道徳規範、また相続や婚姻に関わる法規定⁶⁾、犯罪に対する規定⁷⁾などが細かく規定されている。

保育観を探る上で、まずはそれに関する語句をクルアーンから抽出したところ、以下のような結果が得られた。〔表1参照〕

クルアーンには、「子ども」に関する語句は様々な表現で記されており、単独の「子ども」の表記は男女を含む子どもを意味すると捉える。性別が分かる「息子」や「娘」、「男児」や「女児」の語句は、それらが使用されている章句の内容を読み解くことで、男児と女児の見方が考察できる。

実際の表記数を比較すると、「男の子」「息子」の語句の方が、「女の子」「娘」よりも頻出している。また「利発な男の子」⁸⁾「賢い男の子」⁹⁾「親孝行な息子」¹⁰⁾というように、男児を賛美する形容詞がつく表現が多いのに対し、「娘」は「わしの娘」「お前の娘」¹¹⁾、また「○○の娘」などと固有名詞が付き、所属としての表記が多い。つまり、娘は常に誰かの所有物として表現されることが多いのである。娘に対しては、残念ながら息子で使われているような「利発な」「賢い」「親孝行な」というような賛美する形容詞のつく章句はない。

数的に、「息子」の表記は「娘」の2倍以上あり突出している。そればかりでなく、「息子」の単独表現とは別に、「財産と息子」という用いられ方もたびたび登場する。そこからは、息子は、財産と同等におかれるほど大切なもの、貴重なものと捉えていることがわかる。

表1にあるように、「コーラン」の上巻では、「財産と子供」と表現されていたのが、中巻・下巻においては「財産と息子」というように表現が具体化している。このことは、この時代、子どもといえば息子を意味するといっても過言ではないほど、男児が優遇されていたと推察できる。ここでも、「財産と息子」に対して、「財産と娘」の表現は一か所もない。これは、イスラームが興る前から、男児の方が女児より優位に扱われる風習を窺わせるものである。男児優遇の考えを明確に示している章句がある。

現に彼らの誰でも、女のお子さんですと言われるとたちまち、さっと顔色を黒くして、胸は恨みに煮えかえり、あまりの嫌な知らせに、仲間から身を隠してしまう。さて、屈辱をしのいでこれ（生まれた子ども）をこのまま生かしておこうか、それとも土の中に埋めてしまおうか（父親が心の中で考えているところ。異教時代のアラビアでは女児の生き埋めの風習がすこぶる盛んであった）。まったく、なんとという嫌な考え方をすることか。（第16章60節）

さて、ここまで「子ども」の語句についてみてきたが、その章句に描かれた子どもの年齢については、一切説明がないのでわからない。恐らく、生活習慣が自立し物心ついた頃の子どものとして幅広く捉えていると推測する。なぜならば、「赤ん坊」「乳児」「幼児」という、低い年齢に絞った表現があるからである。これらの語句は、全巻通してもわずかな章句にしか表記されていない。

彼女は子供を指した（この子に直接きいてくれという身振り）。「まだ揺籃の中にいる赤ん坊とどうして話などできるものか」と一同が言う。（第19章30節）

人間どもよ、汝ら主を懼れよ。まこと、かの時（天地終末の時）に起こる地震は恐ろしいもの。いよいよその日が眼前に到来すれば、乳児をかかえた女はおのが乳児を忘れて顧みず、孕女は腹の物を落としてしまうであろう。（第22章1-2節）

それから女の信仰者にも言っておやり、慎み深く目を下げて、陰部は大事に守っておき、外部に出ている部分はしかたないが、そのほかの美しいところは人に見せぬよう。胸には蔽いをかぶせるよう。自分の夫、親、舅、自分の息子、夫の息子、自分の兄弟、兄弟の息子、姉妹の息子、自分の（身の廻りの）女達、自分の右手の所有にかかるもの（奴隷）、性欲を持たぬ供廻りの男、女の恥部というものについてまだわけのわからぬ幼児、以上の者以外には決して自分の身の飾り（身体そのものは言うまでもない）をみせたりしないよう。（第24章31節）

これら3つの章句から、赤ん坊、乳児、幼児については、まだ何もできない無力な者、まだ知恵のない無能な者として捉えていることが窺える。つまり、赤ん坊はまだ話ができないものとして、乳児は地震で逃げる際に邪魔な存在として、そして、幼児はまだ知識のないものとして捉えていることがわかる。赤ん坊、乳児、幼児の章句が、この程度にしか書かれていないことから、この時期の子どもについては、イスラームにおいてはあまり関心を示していないのではないかと考える。

そもそもイスラームは、最初の間はアッラーが創造し、その後、女性の胎に子どもを宿すのもアッラーのわざであり、子どもは神から与えられた賜物として捉えている。次の4つの章句にそのことがあらわされている。

アッラーはお前たちをまず泥で創り、次に一滴の精液で創り、次に（男女の）組にして下さったのではないか。どの女が胎に宿すものも、産み落とすものも、一切御存知。長生きするものは長生きするで、短命な者は短命でみんな（天の）帳簿に記入してある。それくらい、アッラーにとってはいとやすいこと。（第35章12節）

アッラーは天と地を統べ納め給う。創りたいと思うものをなんでも創り、女を授けてやりたいと思うものには女を、男を授けてやりたいと思うものには男を授け給う。かと思うと両方を組み合わせなさる。男の子と女の子を。また全然子供ができないようになさる場合もある。どのようなことでもご存じで、どのようなことでもおできになる。（第42章48節）

アッラーは、一人一人の女が胎内に宿すものまでご存知。子宮の伸び縮みの具合までご存知、一切のものは、そのお手元できっちりと量られておる。目に見えぬ世界も、目に見える世界も、ともに知悉し給う偉大な高遠なお方におわします（第13章9節）

アッラーは最初お前たちを弱く創り（生まれたての赤ん坊のこと）、弱いのを今度は強くし、強いのを今度は弱くして白髪頭になし給う（第30章53節）

こうして、アッラーの賜物として誕生する子どもは、男児が好まれ、ある時期までは世話に手がかかる存在として捉えていることが推察された。

その後、子どもが成長し成人すると、男女の表記数が逆転する。つまり、幼少期には「娘」や「女の子」よりも、「息子」や「男の子」の表記が多かったのに対し、成人後は、「女」や「妻」の方が、「男」や「夫」よりも表記数が多くなっている。このことは、二通りの見方ができる。一つは、成人女性の方が男性よりも大切に扱われていることを示すという見方、もう一つは、女性に対する取り決めが男性よりも多いのは、閉鎖的な女性観を示すという考え方である。特に、「妻」という語句が多いのは、妻の立場としての規定が多岐にわたっていることを意味するのか、単純に妻のすべき（してはいけない）規定で縛っているのか、と考えられる。それだけ圧倒的に、「夫」より「妻」の表記数が多いのである。このことは、女性は「妻」という立場において初めて、そこに存在価値が承認されているようにも受けとめられる。加えて、一般的にいわれるイスラームが男性優位であることもここから垣間見ることができる。実際に、次のような章句がそのことを端的に証している。

アッラーはもともと男と女の間には優劣をおつけになったのだし、また（生活に必要な）金は男が出すのだから、この点で男の方が女の上に立つべきもの。だから貞淑な女は（男にたいして）ひたすら従順に、またアッラーが大切に守ってくださる（夫婦間）秘め事を他人にしられぬようにそっと守ることが肝要（この一文は色々な解釈の可能性もある）。反抗的になりそうな心配のある女はよく諭し、（それでも駄目なら）寝床に追いやって（こらしめ、それも効かない場合は）打を加えるもよい。だが、それで言うことをきくようなら、それ以上のことをしようとしてはならぬ。アッラーはいと高く、いと偉大におわします。

（第4章38節）

両親、及び親戚の遺産の一部は男子に。女にもまた両親、及び親戚の遺産の一部を。少額のことであろう、多額のことであろう、がともかく所定の割当て分を。

（第4章第8節）

さて、男女が成人し結婚すると、夫と妻の立場となり、子どもを授かると、当然ながら父親と母親の立場となる。「子ども」を考察していく上で、両親に対する子どもの務めからも保育観探究の参考になるであろう。次のような章句に、子どもの親への務めが表わされている。

およそ人間たるもの、己が父母にはやさしくしてあげねばならぬ。これは我らアッラーのきつい戒めであるぞ。母親は苦しんで胎に宿し、苦しんで産んでくれた。腹に宿してから乳離れさせるまでに30カ月もかかっている（第46章14節）

人間たるもの、自分の父母にどのような態度を取るべきかについては、我らがみなに指示を与えてあるはず。何といても母親は自分を腹に宿したあいだに苦勞に苦勞を重ねて身をやつし、その上、乳離れさせるまでに二年間もかかっている。わし（アッラー）に感謝すると同時に自分の父母にも感謝せよ（第31章13節）

人間たるものすべて己が両親にやさしくするようにと我らは申しつけておいた（第29章7節）

アッラーをおいて他の何者をも拜んではならぬぞ。両親には優しくせよ、それから親戚縁者にも、親なし子にも、貧しい人々にも。あらゆる人々に善意の言葉をかけ、礼拝を欠かさず守り、そして喜捨をおしみなく出せよ（第2章77節）

これらの章句にあるように、両親には優しくし、大変な思いをして育ててくれていることに対して尊敬と感謝の念をもつように促している。その章句の中には、一部、別の観点から弱者に対する施しについても言葉がある。

それは、親が不在であることを意味する「孤児」という弱者に対する文言である。当時、勢力の興亡の戦いが繰り返された時代であり、親を失う子どもが多かった時代背景がここに反映されていることがわかる。イスラームにおいて「孤児」は母の有無にかかわらず、父親が死亡した子どものことを指している¹²⁾。それは、扶養・相続・後見は、父親の有無によって決定されるからである。そのため、孤児を

養育することは、社会的弱者に対する良き行いとして奨励されているのである。ムスリムがそのような孤児を保護し、自分の子どものように育てることを良い行いとする教えには、人間的な思慮も感じられる。孤児は保護されるもの、できるだけ優しくするもの、子どもを弱者として、救済の精神で見守るという考えが表わされている。

よいか、孤児は決して苛めてはならぬぞ。物乞いに決して邪慳にしてはならぬぞ。

(第93章9-10節)

孤児について質問が出たら、こう答えるがよい、みなし児にはできるだけよくしてやるのが肝要
(第2章218節)

それから、孤児の財産（を管理している場合）、その子が成年に達するまでは、よほどしっかりした口でもないかぎり、それに手をつけてはならぬ。
(第17章36節)

一方で、このような孤児を保護する章句がたびたび登場するのも、預言者ムハンマド自身の生い立ちによるものと捉える学者もいる¹³⁾。ムハンマドの生誕については、正確なことは未だに何一つわかっておらず、生まれた年も不明である。亡くなった時は、衆人の注目の的となるほどの大物であったが、生まれた時は誰ひとり注目する人が居ないほど無名だったという。没年から逆算して、彼はおおよそ西暦570年頃に生まれたとされている。ムハンマド自身、生まれて父を知らず、6歳にして母が死亡、年老いた祖父に引き取られて育ったが、その祖父も数年後に亡くなり、叔父のアブー・ターリブに引き取られた生い立ちをもつ。このことが、クルアーンに孤児をテーマとする章句が繰り返し出てくる理由である。次の章句がそれを裏付けている。

もともと孤児の汝を見つけ出して、やさしく庇ってくださったお方ではないか。道に迷っている汝を見つけて、手を引いてくださったお方、赤貧の汝を見つけて、金持ちにくださったお方ではないか
(第93章6-8節)

この章句は、ムハンマド自身のことを指していると解釈されている、つまり、孤児であったムハンマドは25歳の時、大商人の40歳になる娘ハディージャと結婚し、その後金持ちになったことを指している。次に、子どもの養護に関する章句を検討していく。

もし授乳を完全に終わらせたいと思うものは子どもにまる二年間乳を飲ませるのがよい。(その場合)子どもの父の方では女の衣食の責を立派に果たさなければならぬ。…(中略)…汝らが自分の子どもに乳母をつけることも差し支えない

(第2章233節)

このように、母乳育児を奨励している。丸2年間、母乳で子どもを育てる母親の務め、そしてその子どもの養育を金銭的に支えるのが父親の役目としていのである。金銭的に衣食住を支えられないほど貧乏にあっても、子ども減らしのようなことをしてはいけないことが、次の章句に明記されている。一度誕生した生命は、男女の別なく守られるべきとの教えと受け止められる。

いくら貧乏でも自分の子どもを殺さぬこと(古代アラビアでは、食べられない場合は子ども一特に女の子—は殺す習慣があった)。お前たち自身も子どもたちもわれらが養ってやる(第6章152節)

お前たち、貧乏を恐れて自分の子どもを殺したりしてはならぬ。我らアッラーが養ってやる。子どもたちもお前たちも。子どもを殺すとは、まことにもってのほかの罪悪であるぞ(第17章33節)

次に、子どもの教育に関する章句について検討する。

クルアーンに出てくる教育に関する語句として、「知識」は20か所、「知恵(智恵)」は7か所、「叡智」は4か所、「聖智」は3か所、「知力」は1か所に出ている。それ以外に、知識を授ける、教えるという表現から、教育的章句を取り上げると、次のような章句がある。

我ら(アッラー)は、まだ幼い子供のうちから彼に叡智を授け、また我らじきじきに慈しみと無

垢の心を与えてやった。そこで、敬虔な親孝行な息子になった。なまいきな、犯行的なところは少しもなかった
(第19章13節)

誦め、「汝の衆はこよなく有難いお方。筆を持つすべを教え給う。人間に未知なることを教え給う」と。
(第96章3～5節)

イスラームにおいては、まずアッラーの教えを知る行為自体を教育としている。そのため、クルアーン教育(イスラーム教育)においては、人間が人間に何かを教育するという捉え方ではなく、人間を介してアッラーの言葉(教え)を伝える行為が、すなわち教育であると捉える。敬虔な信者になることこそが被教育者として、アッラーの知の伝達を受けるのである。

クルアーンにおいては、教育を始める年齢には触れていないが、親の日々の信仰の姿から自然に体得していると考えられる。つまり、親の宗教的な生活を一緒に送るなかで、自然に信仰や儀礼を憶えていく。幼いうちから、両親と一緒に一日五回の礼拝をおこない、クルアーンの朗誦にも耳を傾けているのである。家庭によって若干異なるが、一般的に子どもは10歳を過ぎたところに、礼拝や断食を始めるという¹⁴⁾。

III イスラーム法の中の「子ども」

イスラーム法とは、アッラーの意志に基づいて人間が現世を生きていく上での行動の仕方や、人間生活の正しいあり方を規定する一般の規範のことをいい、アラビア語で「シャリーア」と呼ばれ、それは「水場への道」を意味する。沙漠においての水は生命の源であり、神が人間にその貴重な水がある場所へ導く道として、人間の社会生活から家庭生活の細部までを規定している¹⁵⁾。

イスラーム法には、子どもに関する規定が多くあり、「ムスリムとしていかに生きるべきか」といった広い行為規範が示され、育児に関する周囲の大人の子どもの扱い方の規定や、大人になることの判断について具体的規定がある¹⁶⁾。

まず、出生と同時に子どもは相続権が与えられるが、その条件として「産声をあげ、生きて出生したこと」が規定されている。生まれた子どもは父親の宗教に準じて必ずムスリムとなる。特に男児に対す

る教育の義務は父親にあり、「7歳になったら礼拝をさせよ。10歳になって(礼拝)を怠るようであれば打て」とハディース(預言者の言行録)に基づき、一般的に子どもが7歳になるまでに礼拝教育やクルアーン教育が始められる。その後、子どもが成人するまで父親の権限が大きい。一方、育児においては、母親の役割が重視されている。授乳は、扶養の一部であり、基本的には父親の義務であるが、母親の権利でもある。母親が望むのであれば、父親は乳母を雇ってはならないとし、たとえ離婚して妻に対する扶養義務がなくなっても授乳期間は賃金を支払う必要がある。授乳期間は通常2年間である。特に、初乳は必ず飲ませるべきと規定している。初乳を飲ませなければ子どもは丈夫に育たないという理由からである。

イスラーム法において、成人は、男児は精通、女児は初潮をもって判断される。生殖能力の有無が大人と子どもを区別している。現代では、各国ごとに家族法において成人年齢が定義されている。

一方、実子の定義は、父親の存在の有無でできる。つまり、クルアーンでは養子が禁止されているため、子は実子のみを指すことになる。子どもにとって父の存在の有無は、扶養、相続、後見などにかかわる重要事項である。

次に、アラビア半島でイスラームが興った時代からさまざまな形で登場する地域としてのシリア¹⁷⁾が、その後さまざまな覇権を経て、現在のシリアアラブ共和国が立国し、その中で制定された身分関係法から子どもに関する見解を検証する。

シリア法は、他のアラブ諸国の身分関係法の規範として仰がれた法典と言われている¹⁸⁾。今日対処すべき問題が網羅され、法律文言の明晰性・簡索性という点から近代法的な身分関係法として優れているというのである。また、1950年代末から60年代初めにかけて、一時的にエジプトとアラブ連合共和国を形成した歴史から、エジプト身分関係法との関連性も強い。このようなことから、シリア身分関係法を概観すれば、現代の他のアラブ諸国のムスリム身分関係法の内容の相当部分が概観できると考える。

シリアでは、1953年に大統領令第59条により身分関係法が公布された。これは、法学のハナフィー派¹⁹⁾を遵守したもので、1917年のオスマン家族法をシリアに適応したものとされている。その後、時代の変

遷とともに検討され、現在の身分関係法は1975年12月31日に改正されたものである。改正の目的は、女子の発展を妨げる法を除去し、家族のより健全かつ高度な関係を確保することにあった。これに基づき、一夫多妻制、婚資金、養育、後見、扶養、子の監護に関する法改正が行われた。

子どもの身分に関する法律²⁰⁾は、次のとおりである。

子の監護者は、法廷成人年齢に達し、健全な精神を有し、子を肉体的にも道徳的にも保護する能力を有するものでなければならない（第137条）

この法廷成人年齢とは、シリアでは婚姻年齢として規定されている男性18歳、女性17歳である。イスラーム法では子どもの監護者は母親であると規定している。それは、婚姻中でも離婚後であっても母親がその権利を有することを意味する。父親は、イスラーム法上は子どもの衣食住に関する扶養料の責任を負う。

母乳と人工乳たるとを問わず、子に対する授乳の報酬は、この扶養義務を負うものがその支払いを為さなければならない。この授乳は、子に対する滋養の対価とみなす（第152条）

さらに、母親が子どもを監護できない場合の監護権の順位については次のように定めている。

子の監護権を有する者は、以下の順位に従う。母、母の母、父の母、父母を同じくする姉妹、母を同じくする姉妹、父を同じくする姉妹、父母を同じくする姉妹の娘、父を同じくする姉妹の娘、母方の伯叔母、父方の伯叔母、次に相続順位に基づく男系血族である。（第139条）

このように、どのような場合においても監護者は女性であり、女性血族が優先されている。授乳することが可能な女性ならではの性役割によって規定されているのである。同法学派の解釈では、監護には優しさと慈しみが重要であるため、男性よりは女性、傍系血族よりは尊属に監護権を与えているという²¹⁾。

監護期間は、息子は満9歳、娘は満11歳に達した時に終了する（第146条）

これは、監護期間に関する年齢規定である。男児の方が女児よりも養育期間が短いということは、男児への自立の期待が強いことが伺える。女児は、男児より2年間多い養護期間で家庭教育を十分に受けることになる。実際に、子どもの側からすればその年齢に達したとしても、男女共に経済的な生活の自立は不可能であろうから、成年になるまで監護を受けていると考えるのが一般的であろうと受け止める。一方、この条項は、親の側から取り決めた規定であると考えられる。つまり、たとえば離婚した母親にとっては、この年齢に達した子どもに監護の義務はなくなり、ようやく自由の身となり実家に帰れるということになろう。いずれにしても監護はあくまでも女性の役割なのである。

以上、シリアにおけるイスラーム身分関係法により子どもの位置づけを確認してきた。イスラーム法によってイスラームの子どもの身分は守られている。成人するまで金銭的に子どもを扶養するのは父親であり、実生活において子どもを養育するのは母親であることがわかる。このことは、家族の中における男性と女性の役割分担が、法的にも明確に規定されているといえる。

Ⅳ 子ども（乳児）の通過儀礼

ここでは、アラブ中東地域のイスラームの中で生まれ育つ子どもの通過儀礼として、特に乳児期のものについて取り上げる。それは、イスラームに基づくものもあろうし、アラブ民族の伝統的風習から行われるものもある。長い歴史が醸成してきた子どもに関する通過儀礼を、イスラーム的儀礼とアラブ的儀礼とに区別することは困難であるため、双方に共通する通過儀礼として、この地域における乳児期の子ども観の一部として取り上げる。

<誕生>

この地域で子どもが誕生すると、出産直後に親は、赤ん坊の右の耳へ、続いて左の耳へ、信仰の告白「神のほかに神はいない、ムハンマドは神の使徒である」（アラビア語で、「ラー・イラーハ・イッラー・ラー

フ・ムハンマド・ラスール・ッラーフ』)とささやき、本人の意思を問わずムスリムの一員として迎え入れるという²²⁾。つまり、ムスリムの親から生まれた子どもはすべてムスリムとなるわけである。

<命名>

生後7日目には、命名式が行われる²³⁾。伝統的父系社会といわれるムスリムでは、男児誕生が何より喜ばれる。男児誕生の場合、常に命名式が行われ、羊を屠り、親族や隣人を招いて会食し名前が披露される。長男の名前は、ほとんどは預言者や歴代のカリフ、また歴史上の勇者などの名前にあやかり名づけられる。そのため、同じような名前が多くなるというのである。

女児誕生の場合、第一子のみ命名式を行うケースがほとんどで、女児の名前は、預言者ムハンマドの妻たちの名前や倫理的な意味を持つ形容詞などからつけられることが多い。

長男に命名されると、両親はその長男の名前で呼ばれる。たとえば、長男にムハンマドと名づければ、父親はアブー²⁴⁾・ムハンマド(ムハンマドのお父さん)、母親はウンム²⁵⁾・ムハンマド(ムハンマドのお母さん)の愛称で呼ばれることとなる。

アラブでは姓(ファミリーネーム)は存在しない。子ども本人に個人名が付けられるのである。その個人名のあとに、大抵は父親の名前、さらに祖父の名前、続けて曾祖父の名前を続けていく。たとえば、ムハンマド・イブン²⁶⁾・アブドゥッラー・イブン・ユーセフは、ユーセフ(祖父)の息子のアブドゥッラー(父)の息子のムハマド、ということになる。こうして長々と名前を続けていく子どもも多い。女児の場合も、本人の名前に続くのは父系の系譜である。たとえば、ファーティマ・ビント²⁷⁾・ラビーア・イブン・ムサーという女児は、本人の名前はファーティマであるが、ムサー(祖父)の息子のラービア(父)の娘のファーティマということになる。こうして、女子の場合は結婚しても一生、自分が生まれた家と父親の名を背負って生きていくことになる。

<剃髪>

命名式と同じ7日目には、儀式「アキーカ」が行われる(28)。これは、新生児の剃髪と羊の供養がおこなわれるものである。男児と女児によって供される

羊の数が異なる場合もある。

生後7日目を以降、概ね12歳になるまでの間に、割礼²⁹⁾が行われ、祝いのしるしとして親類、隣人、友人等に菓子が配られる。

産後の40日間は、母親と新生児は他人との接触や外出をできるだけ避けるという³⁰⁾。この期間、母子は邪視の影響を最も受けやすいと考えられているからである。ドアに眼の形をしたお守りを飾るのも、邪視よけのためである。

V アラブの格言にみる子ども

イスラームが興ったアラブ地域は、もともとベドウィンといわれる遊牧民や隊商人が中心の部族社会であった。さまざまな部族が各々の慣習のもと生活していたのである。沙漠を行き交う民が、古来より伝承してきた格言の中にも、独自の視点が垣間見える。今も伝えられている子どもにまつわる格言³¹⁾から、子ども観をみていく。

【表2】子どもに関するアラブの格言

子どものない家庭には灯火がない
子どもに対する期待は、金にかける望みよりもいい
男は家の中では子どもだ
子どもの扱いに困ったら、膝の上に抱きあげなさい
子どもを愛してもいいが、決してそのことを外に見せるな
おまえの運命は、子どもたちの手の中にある
生まれて次の日の子どもだって、もうすでにどうしたら両親を困らせられるかを知っている
心を鬼にできない親は子どもたちを育てられない
私の心は子どものためにある。しかし子どもの心は石でできている
子どもは持つのも災難、持たないのも災難

出典：曾野綾子(2009)『アラブの格言』新潮社より筆者作成

これらの格言から、アラブ・イスラーム圏においても、「子ども」は格言に登場するほどさまざまな捉え方や存在意義があると窺える。子どもは家庭の中では明るい存在である一方で、親を困らせたり、理解できないこともあったりする難しい存在であると捉えている。この捉え方は、アラブ・イスラームに限らず、世界万国共通の観念である。少なくとも、日本人にも共感できる子ども観であるといえよう。

VI まとめ

イスラームの原典である「クルアーン」、預言者の言行録「ハディース」、イスラームの行動規範である「シャリーア」から、イスラームにおける保育観を探究してみた。

保育の対象である子どもは、アッラーからの賜物であることに始まり、人間はアッラーの前では男女の隔てなく平等ではあるが、親としては男児（息子）をもつことを誇りと考えている。男児優位の考え方は、命名をはじめとする成長における通過儀礼やクルアーンの表記語句からも明らかであった。

イスラーム法においては、子どもの誕生から身体的に成人を迎える10歳前後くらいまでは、法律的監護期間にあり、養育責任は、母親やそれにかわる女系親族がもち、衣食住の金銭面を支える責任は、父親に課されている。シリアにおいては、その監護期間は男児と女児で異なり、男児より女児の方が2年間長い期間、親の監護を受けている。

このように、イスラームにおいて養育に関しては男女（夫と妻）の役割がそれぞれ明確であり、子どもに対しては、男児をもつことを誇りとし、ムスリムの子どもとして親との日常的な信仰生活の中で成長することを求めている。特に、家庭でのクルアーンの朗誦が、子どもへのクルアーン教育としての第一歩となる。少なくとも一日5回ある祈りの言葉や礼拝行為から、学びが始まっていると考える。

イスラームにおける保育観は、必ずしも日本人が意味する保育観と一致するものではない。ここまで、保育観という抽象的概念を文化的側面から解き明かす感覚で探究してきた。クルアーン、ハディース、シャリーアから考究してきた子どもへの考え方、養育することへの考え方の基本筋が明らかになったところで、今後は、ムスリムの実生活における保育観を探るべく探究を続けていきたい。

【注】

- 1) 飯森嘉助 (1975)「イスラーム的幼児教育 I」『中東通報』No.230, 中東調査会, pp26-28.
「イスラーム的幼児教育 II」『中東通報』No.231, pp.23-26.
- 2) 湯川武 (1980)「コーランとハディースから見たイスラームの教育観」『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』No.22, pp129-145.

- 3) 井筒俊彦訳(1990)『コーラン』上・中・下、岩波書店の口語和訳を使用する。語句表記、漢字表記はそのまま原訳通りに記載した。引用章句の文中下線部は、文言強調のため筆者が付記したものである。
- 4) カリフとは、ムハンマドの代理人・後継者を意味するアラビア語。正しくはハリーフ。ウスマーンは、ウマイヤ家出身の大商人で早くからイスラームに入信し、ムハンマドの娘婿となった第3代正統カリフである。ムハンマドの没後、民衆の手続きで選ばれた、アブー・バクル、ウマル、ウスマーン、アリーの4人を正しく導かれた理想的なカリフという意味で正統カリフと呼ばれている。
- 5) ヒジュラとは、622年にムハンマドをはじめとするムスリムが迫害の続くメッカを逃れ、ヤスリブ（のちのメディナ）に遷行したこと。以後、ムスリムは自由に宗教活動できるようになったことから、遷行した638年をイスラーム暦（ヒジュラ暦）の元年としている。
- 6) 今日のムスリム諸国の国法となっているのは、西洋起源の実定法であるが、相続や婚姻に関わる法（身分法）だけはシャリーアの規定をそのまま国法としている国が多い。
- 7) クルアーンに定められている刑は、ハッド刑（姦通罪・姦通中傷罪・飲酒罪・窃盗罪・強盗罪に対する量刑）と、殺人罪・傷害罪に適用される同害報復刑である。このまま適用している国は、現在サウジアラビア、イランなど数カ国で、大半の国では西洋起源の刑法が用いられている。
- 8) 第15章53節：すると彼らは「何も怖がることはない。我らはお前にうれしい知らせを持ってきた。（お前に）人並みすぐれて利発な男の子ができるぞ」と言う。
- 9) 第37章98-99節：「わが主よ、義しい人間になるような（息子）を私に授け給え。」そこで我らはあれに賢い男の子（を授けるぞとの）嬉しい知らせを与えた。
- 10) 第19章14節：親孝行な息子になった。なまじきな、反抗的なところは少しもなかった。
- 11) 第11章80-81節：「これ、皆の衆、ここにわしの娘たちがおる。お前たち（どうせ犯すなら）こっちの方（わしの娘を犯してくれた方が）がまだ罪が軽い。アッラーを懼れてくれ。わしの客人（を

- 犯したりして) わしに恥をかかせないでくれ。お前たちの中には義しい人間は一人もおらんのか」と。「お前の娘に手出しする見地など俺たちにはないことはお前だっちはじめから知っているではないか。俺たちが何を望むか、お前には分かっているだろうに」と彼らは言う。
- 12) 小杉泰・江川ひかり編(2006)『イスラーム 社会生活・思想・歴史』, 新曜社, p63.
- 13) 塩尻和子・池田美佐子(2006)『イスラームの生活を知る事典』東京堂出版, p139.
- 14) 井筒俊彦(1999)『イスラーム文化』, 岩波書店
- 15) 前掲小杉・江川編, p62.
- 16) 同上, p63.
- 17) 現在のシリアアラブ共和国の領域ではなく、地中海東岸一帯を指す。今日のトルコ南東部、シリアアラブ共和国、レバノン、イスラエルとパレスチナ、ヨルダンの都市と農村部が該当する地域である。シリアとヨルダンの沙漠はアラビアの一部とされていた。
- 18) 眞田芳憲・松村明(2000)『イスラーム身分関係法』中央大学出版部, p139.
- 19) イスラーム国家では、法・政治・経済・社会・文化・その他一切の体制は、シャリーアに連続し、シャリーアに定礎されている。一方で、政治・経済・社会等の体制を変革しようとする場合、定礎であるシャリーアの意味内容を再解釈することで新しい法を発見していく。こうした法解釈をするのが「イスラーム法学」という学問であり、イスラーム国家においてはその国家固有の法解釈がなされている。今日存在しているのは、ハナフィー派・マリーキー派・シャーフイー派・ハンバリー派の4派である。
- 20) 本文で記載するシリアのイスラーム身分関係法の法令文は、前掲眞田・松村の訳文をそのまま引用する。
- 21) 柳橋博之(2001)『イスラーム家族法』創文社, p.569.
- 22) 前掲眞田・松村, p56.
- 23) 前掲塩尻・池田, pp49-50.
- 24) 「アブー」は父を意味するアラビア語
- 25) 「ウムム」は母を意味するアラビア語
- 26) 「イブン」は、息子を意味するアラビア語
- 27) 「ビント」は、娘を意味するアラビア語
- 28) 前掲小杉・江川, p 57, p63.
- 29) 男児の外性器の一部に施される手術。クルアーンには記述はないが、ハディース(ムハンマドの言行録)の導きによって、イスラーム世界ではスンナ(慣習)として広く実施されている。ユダヤ教から受け継がれたものといわれる。男児の場合、生後7日目~12歳になるまでに実施される。女子割礼はイスラームの義務と錯覚されているが、実際は部族のしきたりとしてアフリカの一部で過去に実施されていた儀式である。現在は、WHOによって女性器切除(FGM)は禁止されている。(前掲眞田・松村, p.137.)
- 30) 前掲小杉・江川編, p57.
- 31) 曾野綾子(2009)『アラブの格言』新潮社。本著は次の文献を参考にしてしている。Anis Freyha, *A Dictionary of Modern Lebanese Proverbs*, Beirut, 1974. Paul Lunde & Justin Wintle, *A Dictionary of Arabic and Islamic Proverbs*, London, Boston, Melbourne and Henley, 1984. Riad Aziz Kassis, *The Book of Proverbs and Arabic Proverbial Works*, Leiden, 1999.

【参考文献】

- アルバート・ホーラニー, 湯川武訳(2003)『アラブの人々の歴史』第三書館
- ユージン・ローガン, 白須英子訳(2013)『アラブ500年史 上・下』白水社
- 板垣雄三・片倉もところ(2004)『イスラーム教徒の社会と生活』栄光教育文化研究所
- 片倉もところ(2008)『イスラームの世界観——移動文化を考える』岩波書店
- 片倉もところ(2002)『イスラームの日常生活』岩波書店
- 児玉衣子(2001)『聖書の子ども観』青土社
- 牧野信也訳(2001)『ハディース I~VI』中央公論新社
- 白須英子(2003)『イスラーム世界の女性たち』文芸春秋
- 山崎正和(2011)『文明としての教育』新潮社